

別表六の二(九)

「37」、「41」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

連事年	結業年度	法人名	()
-----	------	-----	-----

別表六の二(九)
平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各連結法人における計算	前期繰越分	調整前連結税額超過構成額 別表六の二(九) 別表六の二(九) 別表六の二(九)付表「11」の① (46) × $\frac{1}{43}$ + (47) × $\frac{1}{44}$	26	円		
		2	調整前連結税額の個別帰属額 $(33) \times \frac{1}{29}$		当期繰越税額控除額 (25) - (26)	27				
		3	取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額)		法人税額の特例控除額の個別帰属額 (10) + (19) + (27)	28				
		4	税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$		連結所得の金額 (別表四の二「55」の①)	29				
		5	調整前連結税額基準額 $(34) \times \frac{1}{30}$		特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (特定生産性向上設備等以外の特定機械装置等の取得適用連結法人の(1)の合計)	30				
		6	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (特定生産性向上設備等の取得適用連結法人の(1)の合計)	31				
		7	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額		<p>「37」欄 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除(特定生産性向上設備等以外のものの場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の11第2項」 ② 「区分番号」欄:「10042」 ③ 「適用額」欄:「37」欄の金額</p>					
		8	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額							
		9	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{8}{35}$							
		法人	当期税額控除額 (8) - (9)		10	当	特定生産性向上設備等以外のもの	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	35	
					11	取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7」の⑧)	36		
					12	特	税額控除限度額 $(11) \times \frac{7}{100}$ 又は $\frac{10}{100}$	当期税額控除額の合計額 (35) - (36)	37	
13	総調整前連結税額基準額の残額 (34)又は $(34) - (35)$			38						
14	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)			39						
15	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7」の⑨)			40						
分設等	((13)と(15)のうち少ない金額)	16	計	前期	総調整前連結税額基準額の残額 (34)、 $(34) - (35)$ 又は $(38) - (39)$ - (別表六の二(十八)「25」) - (別表六の二(十九)「26」)	42				
		17	当期税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	繰越税額控除可能額	連結事業年度 平均 連結事業年度の別表六の二(九)付表「11」の①の合計	43				
		18	調整前連結税額超過構成額 $(40) \times \frac{17}{39}$	平均 連結事業年度の別表六の二(九)付表「11」の②の合計	44					
		19	当期税額控除額 (17) - (18)	合計	45					
繰越分	個別帰属額基準額の残額 (22)、 $(22) - (8)$ 又は $(15) - (17)$ - (別表六の二(十八)「8」) - (別表六の二(十九)「9」)	23	算分	過構成額	合計	46				
		24			法人税額基準額 (21)と(23)のうち少ない金額	当期繰越税額控除額の合計額 (45) - (48)	49			
		25			当期繰越税額控除可能額 (20)と(24)のうち少ない金額	法人税額の特例控除額の合計額 (37) + (41) + (49)	50			
		26								

「41」欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成29年旧措置法第68条の11第4項」
② 「区分番号」欄:「10475」
③ 「適用額」欄:「41」欄の金額

「49」欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の11第3項」
② 「区分番号」欄:「10043」
③ 「適用額」欄:「49」欄の金額